

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年8月22日

島根県警察本部長 中村 振一郎

1 業務の内容

- (1) 入札の件名
令和7年度警備艇うらかぜ中間検査及びドック
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
令和8年2月27日（金）
- (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (5) その他
郵送、ファックス、電話等による入札は認めない。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「5車両船舶類」、小分類「(2)船舶」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 過去5か年（令和2年度～令和6年度）において、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績を有すること。
- (8) 本件入札に関し、入札参加資格確認申請書及び所定の提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。
- (9) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690－8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課装備第一係
電話0852-26-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
令和 7 年 8 月 22 日 (金) から令和 7 年 9 月 5 日 (金) までの間（土曜、日曜及び休日を除く。）、上記(1)の場所において交付する。
ただし、交付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする
- (3) 入札の日時及び場所
ア 日時 令和 7 年 9 月 16 日 (火) 午後 2 時 30 分
イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階 聴聞室
- (4) 入札説明会の日時、場所
入札説明会は行わない。

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約予定相当額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則 (昭和 39 年島根県規則第 22 号) 第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約予定相当額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第 63 条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要する。
- (7) 落札者の決定方法
島根県会計規則第 62 条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部会計課に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他
詳細は入札説明書による。